

この道に生きる

京都の木下芸は、豊富な種類の木材を材料に、木が本来持つ美しさを生かした製品づくりを中心に発展しました。その素材を大切に作る伝統に基づきながら、彫り物の技術を生かした美しい木工製品を作り上げているのが、今回ご紹介する吉田功さんです。

彫り物が木に与える 新たな息吹

経済産業大臣認定 伝統工芸士
木彫刻師 吉田 功さん(開智)



仕上げの塗装まで一貫して製作に携わるようになりまし

一つの製品が完成するまでの流れを把握することが、強度を損なわないように透かし彫りを入れるなど、製品全体のバランスを考えたデザインに考案につながるそうです。京の木芸に携わる者として、素材へのこだわりにも強いものがあります。良い木格の高い木というのは、存在



今月号から新しく始まった「謎とき/下京」のコーナーでは、隔月で下京区にちなんだクイズを出題します。131メートルの高さを誇る京都タワーは、昭和39年に完成しました。展望室からは洛中のみならず、はるか大阪ま



① 市電京都駅
② 京都中央郵便局
③ 下京区役所

で眺めることができます。では、この京都タワーは何の跡地に建設されたでしょう。次の①～③の中から選んでください。



吉田さんの工房では、一般の方を対象に木彫教室も開かれています。ここでは、吉田さんが使われる材料と同じ物を用いて、プロのような仕上がりの木彫作品を作ることができます。木の魅力にじっくり向き合い、職人が持つ高い技術を体験されてみてはいかがでしょうか。

感や説得力が違います。良い木で作られた製品について、は、持ち主の歴史として感じられ、代を超えて使い続けられます」とおっしゃる吉田さん。材料となる木材は丸太から購入し、長年使用してもみずみげでないように最低3年間は自然乾燥をさせておられます。

はがきに、クイズの答え・郵便番号・住所・氏名・年齢のほか紙面への感想を書いて2月28日(火)必着で、〒600-8588(住所記載不要)下京区役所総務課「謎とき/下京」係までお送りください。正解者の中から抽選で3人の方に記念品を差し上げます。当選品の発表は、記念品の発送をもってかえさせていただきます。なお、解答は4月号に掲載します。

けすぞう君の防災 Q&A



こんにちは、けすぞう君です。今回は、平成17年の下京区の火災発生状況についてお話をします。

火災倍増、放火が増加

下京区では、平成17年中に28件の火災が発生しました。平成16年中の火災が14件でしたので、14件の増加で2倍となりました。

火災原因でみると、放火(疑いを含む)によるものが一昨年の5件から14件へと大幅に増加しており、市全体の傾向と同様に、火災原因のトップを占めています。

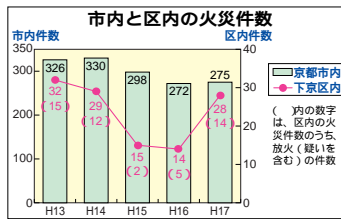
区内の原因別火災件数

	平成16年	平成17年	増減
放火(疑いを含む)	5件	14件	9
たばこ	3件	6件	3
てんぷら鍋	1件	1件	0
暖房器具	1件	0件	1
その他	4件	7件	3
合計	14件	28件	14

区内で発生した放火火災の特徴

- マンションなど共同住宅の駐輪場に置かれていた自転車やバイクとそのカバーが燃える。
- 家の周囲のゴミ、ダンボールなどが燃える。

区内の火災発生状況



消防局では、放火火災から皆さんの生命や財産を守るため過去の事例を分析し、防止対策を「放火防止五力条」にまとめています。皆さん一人一人はもとより、地域ぐるみで「放火防止五力条」を守り、放火されない環境づくりを進めましょう。

放火防止五力条

- 家の周りには、燃えやすい物を置かないようにしましょう。
- 夜間、建物の周囲や駐車場は、照明を点灯して明るくしましょう。
- 空き家、物置にはカギをかけましょう。
- 車やバイクなどのボディカバーは、燃えにくいものを使いましょう。
- 地域ぐるみで放火防止に取り組みましょう。

春の火災予防運動

3月1日(水)~7日(火)

消防局では、空気が乾燥し火災が発生しやすい時季を迎え、火災や焼死者などの発生を防止するため、春の火災予防運動を実施します。

市税の基礎知識 Q&A

65歳以上の方にかかる市・府民税

Q 今までは市・府民税のかからなかった65歳以上の人にも、今年から税金がかかるようになるのですか。

A 少子高齢化が進む中で、若者から高齢者までともに負担を分かち合うという観点から、平成18年度より一定の所得以上の高齢者に対して、所得に応じて公平に負担をしていただくという内容の地方税法の改正が行われました。その結果、収入に変動がない場合でも、昨年まで市・府民税がかからなかった方に税金がかかったり、昨年より税額が上がったりすることがあります。

Q 私は、現在68歳で、年間170万円の年金収入のみで一人暮らしをしています。昨年まで市・府民税がかからなかったのですが、今年からは市・府民税を納める必要があるのですか。

A 地方税法の改正による、公的年金等控除の見直しや老年者控除の廃止、定率控除の引き下げなどに伴って、一人暮らしの方で平成17年中の年金収入が155万円を超えるときや、妻を扶養している方で年金収入が225万円を超えるときは、今までかからなかった市・府民税が課税されることがあります。ただし、社会保険料や医療費などがあって所得控除を申告されると、税額が下がったり課税されなかったりする場合もありますので、詳しくはお問い合わせください。

☎ 市民課税市民税担当(☎371・7172)

☎ 保険年金課税担当(☎371・7253)

国民健康保険料は必ず納期限内に納めましょう

2月は平成17年度分保険料第9期の納付月です。必ず納期限内に納めてください。

災害その他の特別な事情がなく保険料を滞納している世帯には、有効期限を短縮した保険証や資格証明書(一旦医療費の全額をお支払いいただきます)の交付・給付の一時差止及び控除、財産の差押えを行います。納められない特別な事情のある方は、すぐに保険年金課までご相談ください。